

交 規 第 2 3 3 号

平成 2 0 年 3 月 2 6 日

各 所 属 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領の制定について（例規通達）

緊急通行車両等の事前届出に係る確認手続等については、これまで「緊急通行車両等の事前届出に係る確認手続等要領の制定について」（平成 8 年 8 月 9 日付け交規発第 1 7 9 号）に基づき行ってきたところであるが、今般、原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 1 2 号）の規定に基づく緊急通行車両の事前届出等に関する要領を加えた「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」を別添のとおり制定し、平成 2 0 年 3 月 3 1 日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「緊急通行車両等の事前届出に係る確認手続等要領の制定について」（平成 8 年 8 月 9 日付け交規発第 1 7 9 号）は廃止する。

記

1 事前届出制度の趣旨

災対法第 7 6 条第 1 項に規定する緊急通行車両及び大規模地震対策特別措置法（昭和 5 3 年法律第 7 3 号。以下「地震法」という。）第 2 4 条に規定する緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）については、知事又は公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、緊急交通路等における通行が認められることになる。

しかしながら、阪神・淡路大震災等の経験にかんがみると、災害時には確認のための膨大な事務手続等に対する処理能力が十分確保できない状態が予想され、地震防災応急対策活動又は災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、かつ、そのための事務処理を省力化、効率化することが必要とされるところである。このため、緊急通行車両等の事前届出を実施し、確認手続等の適正な運用を図ろうとするものである。

2 要点

(1) 緊急通行車両等の事前届出

事前届出の申請は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）が、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等をいい、これが存在しない場合は、指定行政機関等の上申書等を含む。）を添えて、届出書を当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は交通規制課を經由し、公安委員会に提出させて行うこととする。

また、事前届出の対象とする緊急通行車両等の要件、事前届出の審査項目その他所要の事項を規定した。

(2) 緊急通行車両等の確認等

確認手続について必要な規定を整備したほか、(1)の事前届出に係る届出済証の交付を受けている車両の確認については、確認手続の省力化、効率化という事前届出の趣旨からも他に優先して確認を行うなど便宜を図ることとし、事前届出による審査により実質的には緊急通行車両等であることの確認は終了しているものであることから、提出書類についても合理化を図ることとした。

緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領

第1 目的

この要領は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用されるものであることの確認、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「地震法施行令」という。）第12条第1項の規定に基づく緊急輸送を行う車両（以下「緊急輸送車両」という。）であることの確認、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下「原災法施行令」という。）第8条第2項において災対法施行令第33条第1項の規定を読み替えて適用することとされる緊急通行車両として使用されるものであることの確認及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第39条において災対法施行令第33条第1項の規定の例によることとされる緊急通行車両として使用されるものであることの確認について、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が当該車両の需要数を事前に把握し、確認手続きの省力化、効率化を図るために、あらかじめ緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）として使用されるものであることの届出（以下「事前届出」という。）を受けられる場合における公安委員会が行うべき事務処理等の要領を定めるものとする。

第2 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両に係る取扱い

1 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、当該都道府県の知事（以下「知事」という。）と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。

2 事前届出の対象とする車両

公安委員会が行う災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認の対象となる車両は、同令第32条の2第2号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合、公安委員会は、事前届出を受理するものとする。

- (1) 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害

対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次のア～ケに掲げる事項について行うものとされている。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク 緊急輸送の確保に関する事項

ケ その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

- (2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

3 緊急通行車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者

事前届出を行う者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とする。

イ 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署（県にあっては警察本部交通規制課（以下「交通規制課」という。））を經由し、当該公安委員会に事前届出を行うこととする。

ウ 事前届出の際に必要な書類

輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該書類がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び別記様式第1の緊急通行車両等事前届出書2通とする。

(2) 届出済証の交付等

ア 届出済証の送付

警察署において、事前届出を受理したときは、別記様式第1の緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）及び添付書類を確認の上、届出済証1通を警察署控えとして保管し、他の1通を添付書類とともに交通規制課に送付

すること。

イ 届出済証の交付

交通規制課においては、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を警察署を経由して届出者に交付すること。

ウ 届出済証の再交付

公安委員会は、届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更（車両番号を除く）が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があったときは、届出済証の再交付を行うものとし、この場合においては、届出済証に「再」と朱書するものとする。

エ 届出車両に係る変更手続

届出済証の交付を受けた者から、車両を変更した旨の申し出があったときは、警察署又は交通規制課において、車両番号の変更手続を行うものとする。

ただし、届出者住所・氏名、車両の用途、使用者住所・氏名及び出発地の内容に変更がない場合に限るものとする。

オ 届出済証の返還

公安委員会は、届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両としての必要性がなくなったと認めるときは、速やかに届出済証を返還させるものとする。

カ 事前届出の処理経過

公安委員会は、別記様式第2の緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出の受理、届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

4 事前届出車両の確認（標章等の交付）

- (1) 届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申出（以下単に「申出」という。）があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して確認を行うものとする。この場合、確認のため必要な審査は省略するものとする。
- (2) 確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている届出済証を提出させるとともに、災対法施行令第33条第2項に規定する証明書（以下「証明書」という。）に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。
- (3) 届出済証による確認は、警察署、交通規制課、高速道路交通警察隊及び交通検問所において行うことができるものとする。
- (4) 緊急通行車両であることの確認を行った場合、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第3の標章及び災

対法施行規則別記様式第4の緊急通行車両確認証明書（2枚複写の二枚目）を交付するものとする。

(5)緊急通行車両確認の処理経過の記録

警察署、交通規制課、高速道路交通警察隊及び交通検問所は、「緊急通行車両等確認証明書及び標章交付台帳」（別記様式第3）を備え付け、緊急通行車両の確認の処理経過を明らかにしておくこと。

第3 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い

1 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡をとりつつ、地震防災応急対策活動の円滑な推進に資するため、地震法施行令第12条第1項の規定に基づく緊急輸送車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。

2 事前届出の対象とする車両

公安委員会が行う確認の対象となる車両は、地震法施行令第12条第1項において「法第24条に規定する緊急輸送を行う車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 警戒宣言発令時において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。

なお、同項では、地震防災応急対策は次のア～クに掲げる事項について行うものとされている。

ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

エ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項

オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

- (2) 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。以下第3の2(2)において同じ。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動の

ために専用に使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用

第2の3から第2の4までの規定は、地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出及び確認等に準用する。この場合において、第2の4(4)中「災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）以下「災対法施行規則」という。）別記様式第3」とあるのは、「大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「地震法施行規則」という。）別記様式第6」と、「災対法施行規則別記様式第4」とあるのは、「地震法施行規則別記様式第7」と読み替えるものとする。

4 地震法の規定に基づく緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の取扱い

地震法第24条の規定に基づく緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両は、地震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として、届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

第4 原子力災害対策特別措置法の規定に基づく緊急通行車両に係る取扱い

1 原子力災害対策特別措置法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡をとりつつ、緊急事態応急対策活動の円滑な推進に資するため、原災法施行令第8条第2項において災対法施行令第33条第1項の規定を読み替えて適用することとされる緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。

2 事前届出の対象とする車両

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）において、確認の対象となる車両は、「緊急事態応急対策に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

(1) 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、緊急事態応急対策は次のア～クに掲げる事項について行うものとされている。

ア 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

ク その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

(2) 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために専用に使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用
第2の3から第2の4までの規定は、原災法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に準用する。

第5 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく緊急通行車両に係る取扱い

1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡をとりつつ、国民の保護のための措置の円滑な推進に資するため、国民保護法施行令第39条において災対法施行令第33条第1項の規定の例によることとされる緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。

2 事前届出の対象とする車両

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）において、確認の対象となる車両は、「国民の保護のための措置に従事する者又は国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送その他の国民の保護のための措置を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

(1) 武力攻撃事態等において、国民の保護に関する基本指針、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画等に基づき、次のア～カに掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両であること。

ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

- イ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
- ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
- エ 輸送及び通信に関する措置
- オ 国民の生活の安定に関する措置
- カ 被害の復旧に関する措置

(2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

- 3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用
第2の3から第2の4までの規定は、国民保護法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に準用する。

第6 事前届出車両以外の車両の確認（標章等の交付）に関する手続

1 緊急通行車両等の確認要領

(1) 確認申請

確認の申請は、災対法に基づく災害応急対策、地震法に基づく地震防災応急対策、原災法に基づく緊急事態応急対策又は国民保護法に基づく国民の保護のための措置を行うための緊急通行車両等の使用者からの申し出により行う。

(2) 申請の方法

確認の申請を申し出ようとする者は、「緊急通行車両等確認申請書」（別記様式第4）に必要事項を記載のうえ、緊急通行車両等であることを疎明する書類とともに警察署、交通規制課、高速道路交通警察隊及び交通検問所に提出する。

(3) 確認のための審査

確認申請を受理した警察職員は、当該車両が災対法に基づく災害応急対策、地震法に基づく地震防災応急対策、原災法に基づく緊急事態応急対策又は国民保護法に基づく国民の保護のための措置を行うための緊急通行車両等であるかについて、申請書及び添付された疎明書類を審査するものとする。

(4) 標章及び確認証明書の交付

審査の結果、緊急通行車両等であると認められる場合は、災対法に基づく災害応急対策、原災法に基づく緊急事態応急対策及び国民保護法に基づく国民の保護のための措置に使用する車両にあっては、災対法施行規則別記様式第3の標章及び別記様式第4の緊急車両確認証明書を、地震法に基づく地震防災応急対策に使用する車両にあっては、地震法施行規則別記様式第6の標章（災対法施行規則別記様式第3の標章と同じ。）及び前同規則別記様式第7の緊急輸送車両確認証明書を交付すること。

2 緊急通行車両等確認の処理経過の記録

警察署、交通規制課、高速道路交通警察隊及び交通検問所は、「緊急通行車両等確認証明書及び標章交付台帳（別記様式第3）」を備え付け、緊急通行車両の確認の処理経過を明らかにしておくこと。

第7 その他

緊急通行車両等の事前届出に関する手続、事前届出車両の確認手続については、地方防災会議等を通じて関係機関等に対し、その趣旨、対象、届出要領等の周知徹底を図るものとする。

別記様式第 1

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 公安委員会殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所 () 局 番	
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は 2 部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部に提出してください。		

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 4

<p>地震防災 応急対策用 災 害</p> <h2 style="margin: 0;">緊急通行車両等確認申請書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">岐阜県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">申請者 住所 () 局 番 氏名 印</p>					
番号標に表示されている番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）					
使用者	住所 () 局 番				
	氏名				
通行日時					
通行経路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">出 発 地</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備 考	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">交付番号</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">交付番号</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> </table>	交付番号	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">交付番号</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> </table>	交付番号			
交付番号					